

公益社団法人福島県防犯協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県防犯協会連合会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、県民の防犯意識の啓発、高揚と効果的な地域安全活動を推進し、もって、犯罪のない安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の防犯意識の啓発、高揚に関すること。
- (2) 地域安全活動に関すること。
- (3) 青少年の非行防止と健全育成に関すること。
- (4) 覚せい剤等薬物乱用防止に関すること。
- (5) 自転車防犯対策に関すること。
- (6) 地域安全功労者・団体の賞揚に関すること。
- (7) 捜査協力報償に関すること。
- (8) 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化に関すること。
- (9) 防犯資器材等の普及あつ旋に関すること。
- (10) その他本協会の目的達成のため必要と認めたもの。

2 前項の事業については、福島県において行うものとする。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 本協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した福島県内の各地区防犯協会連合会
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、その事業に賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本協会に特に功労があつた者で、社員総会(以下「総会」という。)において推薦された個人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の正会員及び賛助会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 前第7条で定める会費を2年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第11条 退会又は除名したときは、会員が既に納入した会費、その他搬入金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種別)

第13条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び財産処分承認

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときには、法令等に基づく事項を記載した書面を、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録により表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当

該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告を要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員配置)

第25条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上11人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表しその職務を執行する。

3 理事会は、その決議によって、理事の中から副会長2人以内を選定することができ、副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために、必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期又は現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第25条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は第20条第2項の手続きによるものとする。

(役員報酬)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前第2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引
- (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第33条 本協会は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問、参与)

第34条 本協会に、名誉会長1人及び顧問5人以内、参与12人以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、学識経験者等のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、有識者及び本協会に功労のあった者、参与は、防犯上専門の知識及び経験を有する者の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問並びに参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問、参与の職務)

第35条 名誉会長は儀礼的な行為を行い、かつ、会長の諮問に応え、会長に対して参考意見を述べることができる。

- 2 顧問及び参与は、会議に出席して必要がある場合には参考意見を述べるができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4か月の間隔を超える期間で毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第28条第5号の規定により、監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意を得たときは、招集手続きを経ることなく開催できる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により定めることができるものとする。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第46条 本協会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第47条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

4 前第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

5 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第50条 本協会の事業報告、決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の明細

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第51条 本協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則(以下「公益法人認定法施行規則」という。)第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における

公益目的取得財産残額を算定し、第50条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。ただし、公益目的事業の種類又は内容の変更(公益法人認定法施行規則第7条に規定する軽微な変更を除く。)などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない。それ以外の定款の変更についても、行政庁へ届けなければならない。

(解散)

第54条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消しに伴う贈与)

第55条 本協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 本協会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第57条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び総会の議事に関する事項
- (5) 財産目録
- (6) 役員報酬等の支給の基準に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧については、法令等の定めによるほか、第59条第2項に定めるものによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 本協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 本協会の貸借対照表については、前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第12章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める、特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 特例民法法人の理事は、公益法人の設立の日に退任する。
- 4 本協会最初の理事及び監事は次の者とする。
- | | | | | |
|----|-------|-------|-------|------|
| 理事 | 齋藤 静男 | 佐藤 武 | 鬼頭 弘次 | 菅野 豊 |
| | 邊見 友雄 | 佐藤 恒男 | 金成 克哉 | 佐藤 至 |
| | 山本千鶴雄 | 肥田木陽一 | | |
| 監事 | 丹治 武久 | 安齋 勇雄 | | |
- 5 本協会最初の会長(代表理事)は菅野 豊、専務理事(業務執行理事)は肥田木陽

一とする。

附 則

1 設立登記の日（平成 24 年 10 月 1 日）